

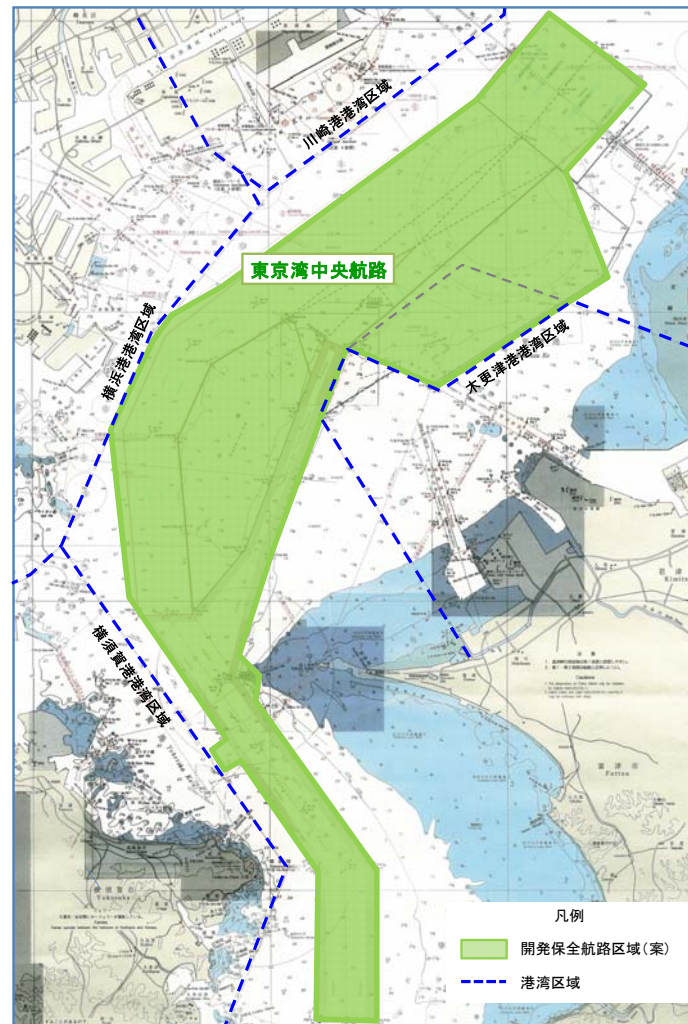
木更津港 港湾計画 一部変更

平成25年12月2日
交通政策審議会
第54回港湾分科会
資料6



東京湾における新たな開発保全航路の指定区域

- 港湾法第2条第8項に規定する開発保全航路については、港湾法施行令別表第二でその区域が指定(全国16カ所)され、法第43条の6の規定に基づき国土交通大臣が開発及び保全を行うこととされており、今般の港湾法改正により開発保全航路の定義に船舶の待避のため必要となる施設が追加された。
- これを受け、非常災害時等に船舶が待避するための水域等を確保する必要性に鑑み、東京湾に新たな開発保全航路の区域を指定する。
- 東京湾の船舶の円滑な航行を確保するため、開発保全航路の区域を拡大し、現行の中ノ瀬航路と浦賀水道航路の区域も当該区域と合わせ一つの航路(東京湾中央航路)として指定する予定。なお、新たな区域を指定する港湾法施行令については、平成25年11月20日から12月22日までパブリックコメントを実施中。



確認の視点

確認事項	国としての確認の視点
	基本方針※
船舶航行等の安全の確保のための航路変更	<p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築</p> <p>(4) 船舶航行等の安全の確保と効率性の向上</p> <p><u>港湾及び関連航路における船舶の安全で円滑な航行及び港湾における諸活動の安全を確保するため、船舶の大型化や高速化を勘案しつつ、防波堤、航路、泊地の整備等を行う。特に、長周期波等に起因する荷役障害や港湾施設への被害に対しては、利用船舶や荷役形態に応じて、所要の荷役稼働率と安全性を確保するため、防波堤等の整備や係留方法の改善等を総合的に行う。</u></p>

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月15日施行)